

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで
加入手続及び納付は父親が行っていたので詳細は不明だが、結婚した頃に年金手帳を受け取った。その時、母親からまとめて納付してあることを聞いた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月頃に払い出されており、50年4月から55年9月までの保険料が遡って納付されたことが確認できる上、54年3月22日に過年度納付された記録も確認できることから、この時に申立期間の保険料を第3回特例納付により納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の母親は、自身の国民年金加入手続及び保険料納付について自分では行っていないと述べていることから、申立人の父親が行っていたものと考えられるところ、昭和43年8月に任意加入して以降、国民年金加入期間の保険料について全て納付されており、付加保険料も納付するなど、申立人の父親は、国民年金制度への関心があり、国民年金保険料を積極的に納付しようとする姿勢がうかがわれる。

加えて、申立人が所持していた領収書により、申立期間に近接する時期の昭和52年4月から同年12月までの期間が55年2月20日に過年度納付されていたことが確認できたことから、未納から納付済みに記録訂正がされており、当該時期の記録管理が適正に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年12月まで
加入手続の記憶は定かでないが、平成3年12月頃にA町役場から、同年2月から同年12月までの保険料をまとめて納付するように、合計金額が記載された振込用紙が届いたので、母親が一括で約10万円の保険料をB銀行C支店で納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年11月頃に申立人の妹と連番で払い出されていることから、申立人とその妹の国民年金加入手続はその頃に行われたものと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間の大部分は時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年9月まで
会社を退職後、夫が国民年金の加入手続きを行い、私が、定期的に保険料を納付していた。申立期間当時の住所は覚えているが、納付金額等については余り覚えていない。ただ、当時は会社を退職後、子育てをしていた期間であり、納付していた記憶がある。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、加入手続きを行った申立人の夫及び保険料納付を行っていた申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月頃に払い出されており、同月25日に任意加入被保険者として資格を取得している上、申立人の夫は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から60年3月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年11月から60年3月まで
② 昭和62年4月から同年9月まで

一緒に支払っていた夫は、全て納付済みである。経理関係は、私が担当しており、私の分だけ支払わないとは考えられないし、支払ったと認識していた。過去に一度だけ、A市役所から未納分があると連絡を受け、平成元年に支払を済ませた。その後、未納のお知らせを受けたことも無く、安心していた。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、昭和60年11月に旧姓から婚姻後の姓に氏名訂正が行われていることが確認でき、同年12月に、同年4月から同年12月までの国民年金保険料をまとめて納付していることから、申立人の国民年金への切替手続はこの時期に行われたものと推認でき、その時期を基準にすると、申立期間①の一部は時効により納付することができない期間である。

また、申立人は、未納のお知らせが届き、過去の保険料をまとめて支払ったのは、平成元年のみであったと述べている上、当該期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料の納付を示す資料として、昭和63年分から平成2年分までの所得税確定申告書(控)を提出したが、その所得税確定申告書(控)の社会保険料控除欄の内訳に記載されている金額は、申立人の申立期間②の保険料分を除いた金額と一致しており、申立期間②の保険料を納付していたことを裏付けるものとは言い難い。

加えて、申立人は、現時点で昭和61年分及び62年分の所得税確定申告書(控)を提出することができず、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していた事実を推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 30 日まで
私は有給休暇があったので昭和 37 年 11 月初めから会社に出社せず、同年 11 月 30 日付けでA社を退職した。退職後は夫と一緒に繊維商を始め、朝早くから夜遅くまで忙しく働いていたため、どうやっても役所に行つて脱退手当金の手続をできる状況ではなかった。脱退手当金を受給したことになっているが、領収書があると言われるなら筆跡鑑定をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に記録がある女性 100 名のうち、被保険者期間が 2 年以上を有する受給資格者 16 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 名に脱退手当金の支給記録があり、当時の事務担当者は、「女性従業員が退職する場合、個別に会社で脱退手当金の説明をしていた。」と回答しているほか、同僚は「手続等は全て会社任せで、脱退手当金も会社で退職金と一緒にもらったと思う。」と供述しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 2 日から 48 年 6 月 16 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 8 月 13 日まで
③ 昭和 49 年 2 月 21 日から同年 9 月 29 日まで

A社(現在は、B社)の給与計算をしていた親会社のC社に尋ねたところ、「退職時に脱退手当金の手続を会社に依頼しなければ手続をしていないと思う。」と回答している。脱退手当金の手続を依頼したり、受給した覚えは無い。また、支給決定日が退職後1年以上たっており納得できない。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号について、昭和 50 年 10 月 29 日に申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号と重複整理の手続が取られたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 11 月 6 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票及び申立人が所持する再交付された年金手帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から30年1月5日まで
母親の看病のため、A社を退職した。当時、給料は3,000円程度だったので、6,000円とは高額のはずだが、受け取った記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の支給記録が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和30年3月22日に支給されているほか、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の前後に記載されている女性100名のうち、被保険者期間が2年以上を有する受給資格者28名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18名に脱退手当金の支給記録があり、当時の工場責任者は、「退職者に脱退手当金の説明をしていた。会社が代行して請求手続し、社会保険事務所(当時)へ一時金を受領に行っていた。」と回答しており、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から42年1月20日まで
昭和35年9月から42年1月までA社に勤めていた。厚生年金保険の資格喪失後も同社において、同年1月から1日3時間ぐらいアルバイトをしていた。アルバイトをしていた期間に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。記録を訂正して、厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年2月22日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 11 月 30 日から 26 年 12 月 1 日まで
② 昭和 27 年 5 月 1 日から 30 年 5 月 1 日まで

申立期間①について、A社には、昭和 22 年 10 月 1 日から 26 年 11 月 30 日まで営業職として勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、24 年 11 月 30 日までになっている。申立期間②について、B社には、27 年 5 月 1 日から 30 年 4 月 30 日まで営業職として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社には当時の資料は保存されていないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、当該期間に厚生年金保険被保険者期間がある同僚に、同社の厚生年金保険料の取扱いについて照会したところ、不明としており、この者から、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてB社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社において、当該期間に厚生年金保険被保険者であった同僚は、申立人を記憶していない上、申立人が挙げた同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前を確認することができない。

また、B社は現存しておらず、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 15 日から 47 年 6 月 4 日まで

A社については自分がB社会保険事務所（当時）で申請し、昭和 46 年 9 月上旬に脱退手当金を受け取ったと記憶している。その後、C社、D社と転職し、47 年 7 月に結婚した。記録では、C社は未請求で残り、その後に勤務したD社の期間がA社の期間と合算して同年 9 月 12 日に脱退手当金が支払われていることになっているので、D社の支払記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の結婚前の実家の住所、電話番号が記載され、脱退手当金裁定伺の送金又は振込金融機関名の欄には、当該住所地近くの金融機関名が記載されているなど、適正な事務処理が行われていると考えられる上、同裁定請求書には最後に被保険者として使用された事業所の名称欄にD社と記載され、今まで勤務した事業所の名称欄にA社とD社が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき両社についての脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金は請求した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。